

2011年2月1日

株式会社ECC
代表取締役 山口勝美 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

御 連 絡

当団体では、貴社からご提供頂いた特定商取引法42条1項、2項に基づく法定交付書面の内容及び当団体が独自に入手した契約者に交付された書面を検討させていただきましたところ、問題となりうる点が若干散見されましたので、以下のとおりご指摘すると共に、ご検討いただき、ご善処頂きたく、本書をご送付申し上げます。

記

第1

1. 契約締結の担当者の氏名（特定商取引法施行規則33条2項1号）

↓

担当者の氏名については、姓だけでなく、名も明記していただく運用をして頂きますよう、お願いします。

2. 役務の種類（同施行規則33条1項1号）

↓

「英会話指導」などと具体的に明記していただきますよう、お願いします。

3. 役務の提供に際し役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品があ

る場合には、その商品名、その種類及び数量(特定商取引法 42 条 2 項 1 号、同施行規則 33 条 2 項 4 号)、その商品を販売する者の氏名・名称・住所・電話番号・法人にあっては代表者の氏名(同施行規則 33 条 2 項 7 号)

↓

「教材等について」の欄では、商品名、数量等、商品を販売する者の氏名・名称等を具体的に記載されるようお願いいたします。

4. 中途解約があった場合には、役務提供事業者は、消費者に対し、提供された役務の対価、解除によって通常生ずる損害の額、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払いを請求できないこと、並びに提供された役務の対価の精算方法(特定商取引法 42 条 2 項 6 号、同施行規則 34 条 1 項 3 号ロ)

↓

中途解約があった場合において徴収する初期費用(4200 円)については、カウンセリング費用、入学手続、コンピュータシステム登録料等の費用とこのことですが、これらの金額的な内訳が明示されていないと思われるので、明示されるようお願いいたします。

第 2

貴社は、平成 16 年 1 月 1 日以降の契約者について、内払い金返金未了者の確認を行い、未了者については個々に連絡を取り、返金の趣旨を説明の上、適当な方法で内払い金返金に努めるとのことですが、以下の点についてお尋ねします。

1. 返金の対象者数、対象となる金額、現時点での返金の実績(人数及び金額)についてご回答下さい。
2. 連絡先不明等により返金ができなかった場合、貴社には、いわば法律上の原因のない利得が残存することになります。この利得金について、いかなる措置をお考えでしょうか。

以上